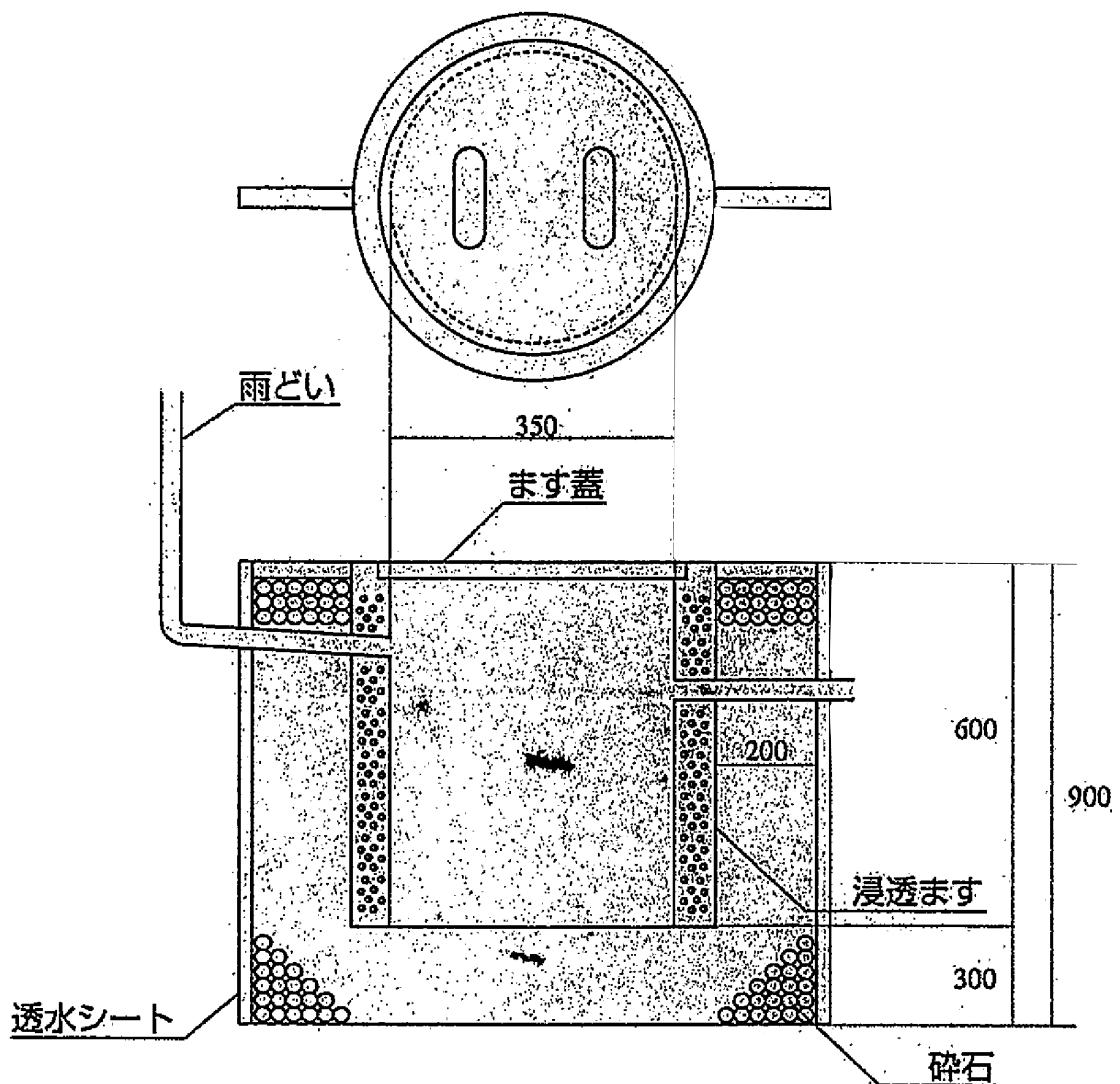
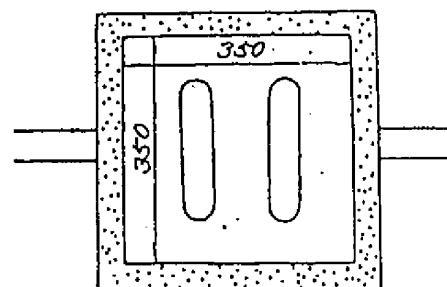
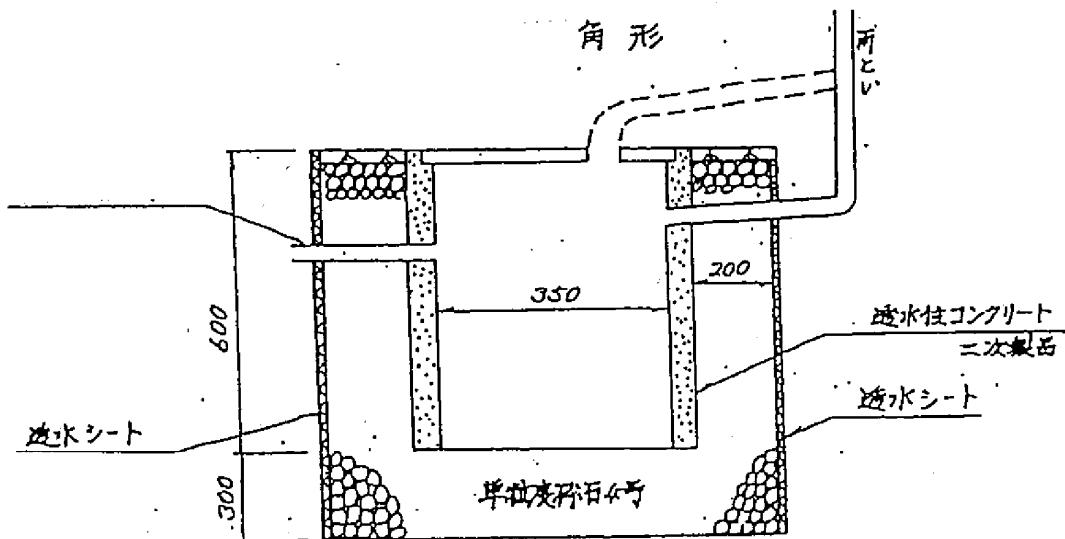
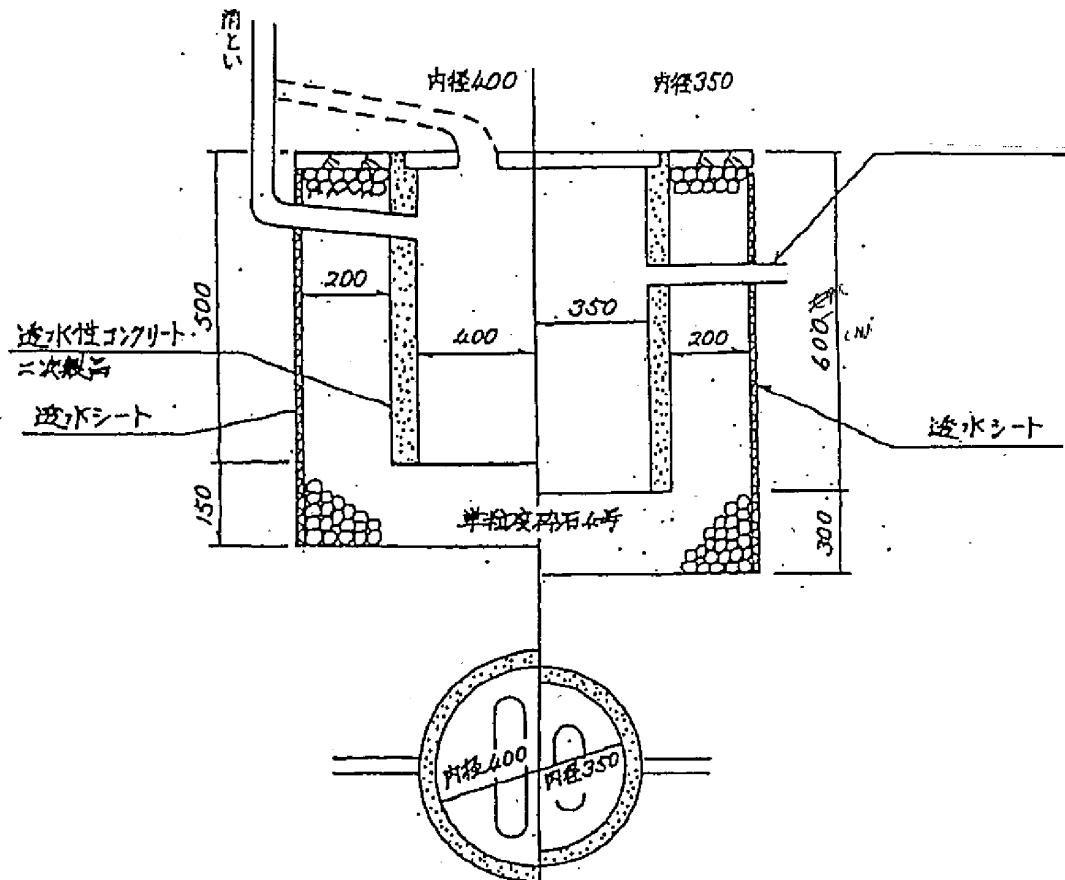


雨水浸透ます標準布設構造図 <丸型>



※角型も丸型も機能は同じです。角蓋の一边は丸蓋の直径となります。

雨水浸透樹標準布設参考構造図[1]



雨水浸透枠技術指針

1. 目的

この指針は、菊池市雨水浸透枠設置補助金交付要綱第2条に定める雨水浸透枠の設置に係る技術指針を定めることを目的とする。

2. 雨水浸透枠の設置基数

雨水浸透枠の設置基数は、建築面積30m²につき1基とする。

3. 雨水浸透枠の設置位置

雨水浸透枠の設置位置は、浸透水により構造物の基礎及び埋設物が悪影響を受けない距離を確保するものとし、原則として構造物の基礎及び埋設物から50cm以上離して設置することとする。

また、雨水浸透枠を2基以上設置する場合は、1. 5m以上距離をおいて設置するものとする。

4. 雨水浸透枠の施工上の注意

雨水浸透枠の施工にあたっては、土地の傾斜、土質等を十分に検討し、土砂崩れ等のおそれがないことを確認するとともに、次の点に注意する。

- (1) 施工時に浸透面を締め固めないものとし、掘削後は床付けを行わずただちに充填材等を投入する。
- (2) 工事中の排水については、原則として浸透施設を使用しない。
- (3) 施工完了後、浸透施設の清掃を行う。